

第6章 完 成 図 書 作 成

第 1 節 適用

6-1-1 一般事項

この基準は、御船町水道事業が発注する工事の完成図書についてその作成基準を定めることを目的とする。

6-1-2 適用範囲

- 1 御船町水道事業発注工事（上水道工事）のすべての完成図書に適用するものとする。
- 2 作図、一般記号、線の一般的用法、その他にこの基準に定めのないものは JIS Z 8302（製図通則）等関係規格、規定によるものとする。
- 3 「熊本県電子納品運用ガイドライン」により作成すること。

第 2 節 作成

6-2-1 原図の作成

- 1 土木工事、建築工事、電気及び機械設備工事で施工内容が設計原図と変更ない場合は監督職員の指示により設計原図を原図として使用することができる。
- 2 製図は墨入れまたはCAD仕上げとする。ただし監督職員が指示した場合は鉛筆もしくはカラー仕上げとすることができる。
- 3 原図の製図にあたっては、文字、数字、線の大きさ等は「熊本県電子納品運用ガイドライン」による。

第 3 節 提出

6-3-1 提出図書

- 1 受注者は、完成図（A3判）を原則として工期内に提出すること。特に配管工事については完成図を基に検査を行なうため工期内の提出を厳守すること。
- 2 受注者は、次のとおり完成図を提出すること。
 - （1）完成図（紙媒体） 1式（給水切替図含む）
 - （2）完成図（電子データ） 1式（CADデータ及びPDF）

第 4 節 完成図

6-4-1

配管工事

完成図作成

- 1 平面距離、間隔寸法、オフセット距離、切管寸法等はすべてm単位とする。
数値は小数点2位迄とし、以下3位を四捨五入して表示すること。
- 2 配管完成図の構成は、位置図、平面図、管割図、横断図、詳細図とし必要に応じて縦断図、配筋図、設備図、側面図を掲載するものとする。
- 3 給水切替図の構成は平面図、詳細図とする。
- 4 位置図の表示位置は原則として図面の右端上方とし、方位は北を上とする。
- 5 位置図は1/2,500国土基本図の図面とし、目標物等の名称を記入すること。
- 6 位置図に施工管路を実線で記入し、仕切弁・消火栓等の位置も明示すること。
- 7 平面図の縮尺は1/250又は1/500を原則として北を上とした図面を作成すること。
- 8 平面図に地形のほか町名、番地、氏名、水栓番号及び道路、河川用水、鉄道の名称等を記入すること。
- 9 平面図に布設管路を実線で記入し、埋設深度、境界及び半永久的の不変物等からの距離を記入すること。また、布設延長は実延長と平面距離で記入し、T字から仕切弁、仕切弁から消火栓の距離は平面距離にて記入すること。
官民境界からの寄り幅、深度も併せて記入すること。(㊤寄り幅、㊤深度)
- 10 平面図には、仕切弁(スリースバルブ等を含む)、消火栓類、T字管及び布設起点・終点の位置はオフセットを記入すること。
- 11 平面図には、既設管の埋設位置、土被り、その他弁栓類の位置を記入すること。
- 12 平面図が数枚にわたる場合、もしくは1枚でも路線の方向が変わり図面を切り分ける必要が生じた場合は切断線及び記号を記入すること。
また、位置図には図面番号を記入すること。
- 13 平面図には、他企業埋設物の名称、位置、土被り、形状寸法等を記入すること。
- 14 平面図には、口径及び管種を記入し、既設廃止管の位置を示す実線に×印も明示すること。
- 15 布設した管路の表示には、管路図記号を用いること。この記号は管及び弁類の寸法にかかわらず適宜記載量を考慮した寸法で表示すること。
- 16 管路図記号は仕様書「管の名称記号及び符号」とすること。
- 17 布設延長が長く一連の作図が困難な場合は適宜作図で分割すること。
- 18 新設管は太く既設管は細く表し、既設管には管種・口径・埋設深度・布設年度等を記入すること。
- 19 直管が連続した場合は、中間の継手記号を省略し直管の本数のみ記入することができる。
- 20 他企業埋設物と交差して布設したときは、埋設管の情報を記載すること。

- 21 横断図には他企業の占用物件の形状寸法と位置を明記すること。
また、確認できた占用物件については実線で、未確認については破線で記入すること
- 22 道路、河川、橋梁等の横断図に布設管の占用位置、構造物の形状寸法と位置、他企業の占用物件の形状寸法と位置を明記すること。
- 23 縦断図は特に指定する工事に作成するものとする。
- 24 縮尺は原則として縦 1/100、横 1/500～1/1000 とすること。
- 25 布設管路箇所の地形断面図に、管及び構造物等の縦断状態を記載すること。
- 26 必要記載事項は、測点追加距離、区間距離、地盤高、施工地盤高、土被り、水位、河床高、地下埋設物の状態等のほか、特に分岐管、弁栓類の設置箇所とする。
- 27 詳細図には、布設管、構造物(弁栓室、配水設備等)、防護、加工、取り付け、占用位置、その他詳細部についての平面図、断面図、見取図等を作成するものとする。
- 28 配筋図には、構造物の配筋を表示すること。
- 29 設備図は、機械設備、電気設備等の設備構造、据付方法、性能等について表示すること。
- 30 側面図には、伏越し、添架、鞘管推進、軌道敷下横断、水管橋等における管及び構造物の位置、形状寸法や矢板残置状況等を表示すること。

管の名称記号及び符号

1/500配管平面図作成表示記号

分類	名 称	表 示 番 号	記 号 の 大 き さ
配管	片 落 ち 管		
	管 種 変 更		
	管 の 交 差		
	管路交点及び記号		
	配水管末端止まり		
付属設備	仕 切 弁 立 型		
	仕 切 弁 横 型		
	バ タ フ ラ イ 弁		
	仕 切 弁 副 弁 付		
	仕 切 弁 内 臓 副 弁 付		
	バ タ フ ラ イ 弁 内 臓 副 弁 付		
	逆 止 弁		
	減 圧 弁		
	ウ エ ス ト メ ー タ		
	加 圧 ポ ン プ		

分類	名 称	表 示 番 号	記 号 の 大 き さ
付 属 設 備	消 火 栓 単 口		
	消 火 栓 双 口		
	消 火 栓 地 上 式		
	空 気 弁 付 消 火 栓		
	空 気 弁 単 口		
	空 気 弁 双 口		
	ス リ ー ス 弁		
	電色防止ターミナル		
	陽極マグネシウム		
	水 道 専 用 電 柱		
	水道専用地下ケーブル		
	流量計（電磁流量計）		
	流量計（超音波流量計）		
	路上局（Aタイプ）		

管割図作成表示記号

名 称	記 号	名 称	記 号
直 管		フランジ付T字管	
二 受 T 字 管		うず巻式 フランジ付T字管	
受 挿 片 落 管		継 ぎ 輪	
挿 受 片 落 管		両 受 短 管	
曲 管 90°		乙 字 管	
曲 管 45°		帽	
曲管22 1/2°		ソフトシール仕切弁 (受 挿)	
曲管11 1/4°		ソフトシール仕切弁 (両 受)	
曲管5 5/8°		P - L i n k	
両受曲管45°		G - L i n k	
両受曲管22 1/2°		ラ イ ナ	

※上記表は、GX形ダクタイル鋳鉄管の場合を示す。

ダクタイル鋳鉄管名称及び記号

名 称	記 号
G X 形 継 手	
N S 形 継 手	
P N 形 継 手	
P II 形 継 手	
K 形 継 手	
A 形 継 手	

管割図作成表示記号

呼 び 径		符 号
mm	吋	
65以下		-----
75	3	-----
100	4	-----
125	5	-----
150	6	-----
200	8	-----
250	10	-----
300	12	-----
350	14	-----
400	16	-----
450	18	-----
500	20	-----
	22	-----
600	24	-----
	27	-----
700		-----
800以上		-----

給水切替図作成表示記号

VD (VB)	—	H I V P	—	P O (P P)	—	サドル分水栓	
VD. S	二	H I. S	二	P. S		ボール式止水栓	
VD. L	L	H I. L	L	P. L		スリースバルブ	
VD. T	⊥	H I. T	⊥	P. T		リングバルブ	
VD. N i		H I. キャップ	[	P. 鉄管用オス	▶	メーターユニオン	┊
ブッシング	i	伸縮継手	++	P. 鉄管用メス	▶	伸縮ユニオン	┊
サドルユニオン	┊			P. 60B		止水栓・リングバルブユニオン	┊
アダプタ (オス)	▷			P. 90B		分水栓キャップ	]
アダプタ (メス)	◁			P. 分止水用	●	メーター	Ⓜ
VD. プラグ	┊						
ネオSKソケット	≡						
異径VD. S	▷						
異径VD. L	L						

6-4-2

土木建築、上水道、 電気及び機械 設備工事の 完成図書作成

製本及び電子納品

受注者は、「熊本県電子納品運用ガイドライン」によって作成し提出しなければならない。なお、電子納品によらない関係書類は紙媒体を提出しなければならない。

- (1) 成果品の電子納品（CD-R、DVD-R）
- (2) 工事写真ダイジェスト版
- (3) 完成図（A3判を折り込む）
- (4) 承諾図、使用材料、施工図、製品カタログ等
- (5) 取扱い説明書
- (6) 各種試験成績表
- (7) 保証書、証明書
- (8) 同意書
- (9) 各許可書
- (10) 申し送り事項
- (11) その他監督職員が必要と認めるもの